

# 今月のトピックス

令和7年2月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ

社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ

【東京本社】TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088

【埼玉支社】TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

【今月の担当:山中】

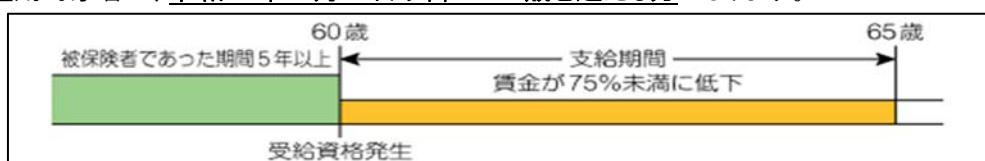


## 【高年齢雇用継続給付の支給率引き下げについて】

高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の被保険者であった期間が 5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者 であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の 75%未満 となった状態で雇用を継続する高年齢者に対して、65歳に達するまでの期間支給される給付金です。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律による65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施などの背景から、令和7年4月1日の改正により、支給率の限度が60歳以後の各月の賃金の15%から10%に変更されます。

本改正の適用対象者は、令和7年4月1日以降に60歳を迎える方になります。

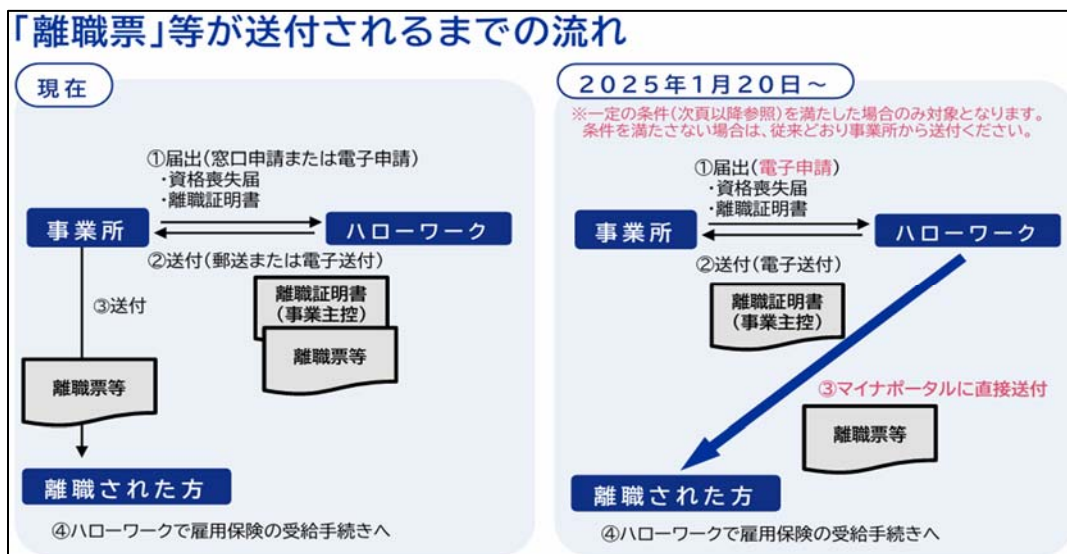


### 【賃金月額(原則、60歳に到達する前6か月の平均賃金)が30万である場合の支給額の例】

- (1) 支給対象月に支払われた賃金が26万のとき  
賃金が75%未満に低下していませんので、支給されません。
- (2) 支給対象月に支払われた賃金が20万のとき(低下率が64%超75%未満のとき)  
低下率が66.67%で64%を超えていますので、支給対象月の賃金に、10%から一定の割合で通減する率を乗じた額が支給されます。
- (3) 支給対象月に支払われた賃金が18万のとき  
低下率が60%ですので、支給額 = 18万 × 10% = 18,000円

## 【離職票がマイナポータルで受け取れるようになりました】

離職前の会社からお送りしている離職票について、令和7年1月20日より、希望される方にはマイナポータルを通じて受け取ることができるようになりました。会社(斎藤マネジメント)が電子申請にて雇用保険の離職手続きを行い、ハローワークによる審査が終了すると、自動的に離職票等の書類がマイナポータルに送信されるため、会社から書類を郵送する手間が省けます。マイナポータルで受け取るには、マイナンバーがハローワークに登録されていることに加えて、被保険者自身がマイナポータルの利用手続きを行うことが必要です。



※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。